

交通安全のポイント

令和3年12月10日
福島県警察本部

1 人身交通事故発生状況（12月9日現在の概数） ※（ ）は前年同期比

発生件数	死者数	高齢者	けが人数
2,773件 (-290件)	46人 (-7人)	29人 (-1人)	3,191人 (-430人)

2 年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動が始まりました！

- 実施期間
令和3年12月10日（金）から
令和4年1月7日（金）までの29日間

- 運動のスローガン
ちかいます ルールをまもり こうつうあんぜん

○ 運動の重点

- (1) 道路横断中の交通事故防止（特に高齢歩行者の保護の推進）

道路を横断する際は無理をせず、左右の安全をよく確認し、手をあげるなどして横断する意思を明確に運転手に伝えてから横断しましょう。また、近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡ることを家族ぐるみで実践しましょう。

横断歩道における歩行者優先は、マナーではなくルールです。

- (2) 夕暮れ時や夜間の交通事故防止

夕暮れ時や夜間の外出は、運転者から発見されやすいよう明るい目立つ色の服装、夜光反射材用品や懐中電灯等の活用について、家族全員で声を掛け合しましょう。

午後4時を目安にライトを点灯し、自分の車の存在を周囲の車両や歩行者に知らせましょう。

対向車や先行車がないときの上向きライト（ハイビーム）使用により、夕暮れ時や夜間の交通事故を防止しましょう。

- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ドライバーは、自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含む同乗者全員にシートベルトやチャイルドシートを正しく着用させましょう。

- (4) 飲酒運転の根絶と飲酒が関与する交通事故の防止

飲酒運転は犯罪です。飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性について、家庭や職場などで話し合い、飲酒運転を根絶しましょう。

また、飲酒を伴う各種会合等には、車で出かけないようにしましょう。

- (5) 自転車の交通事故防止と適正な利用の推進

自転車に乗車する際は、反射材を備えたり、乗車用ヘルメットを含めた交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用しましょう。

